

## 学校法人兵庫医科大学公益通報の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）における公益通報者又は相談者の保護等を図るとともに、本法人における法令順守を推進し、もって本法人の社会的信頼の維持及び健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「教職員等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- 1 本法人の役員及び教職員
  - 2 派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者
  - 3 通報日の前1年以内において前各号のいずれかであった者
- ② この規程において、「公益通報」とは、教職員等が本法人又は本法人の教職員等に法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を不正の目的でなく通報することをいう。
- ③ この規程において、「公益通報者」とは、教職員等で公益通報を行った者をいう。
- ④ この規程において、「相談者」とは、法令等の違反行為に該当するかどうかの確認等に関する質問及び相談を行った者をいう。

### (公益通報者の保護)

- 第3条 理事長は、公益通報者及び相談者並びに調査への協力を行った者に対して公益通報及び相談並びに調査への協力を行ったことを理由に解雇その他いかなる不利益な取扱をしてはならない。
- ② 理事長は、公益通報者及び相談者並びに調査への協力を行った者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。
- ③ 教職員等は、公益通報者及び相談者並びに調査への協力を行った者に対して公益通報及び相談並びに調査への協力を行ったことを理由に不利益な取扱や嫌がらせ等を行ってはならない。

### (通報)

第4条 教職員等は、公益通報を行う場合、次条に定める窓口を活用することで、本法人の業務の適正な運営に努めるものとする。

### (窓口)

第5条 本法人の公益通報の受付及び相談に関する窓口（以下「窓口」という。）は、内部監査室とする。

(公益通報及び相談の方法等)

第6条 公益通報及び相談の方法は、電話、面談、文書又は電子メールで行うものとする。

- ② 窓口の担当者は、公益通報の内容が具体的であるものを受け付けるものとし、公益通報を受け付けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知し、理事長へ通報者の所属及び氏名並びに被通報者の所属、氏名及び通報内容を予め定めた様式により報告するものとする。公益通報者が匿名の場合は理事長へその旨を報告する。
- ③ 窓口の担当者以外の教職員等が公益通報を受けたときは、速やかに窓口に連絡するとともに、当該通報者にも、窓口へ公益通報を行うよう助言しなければならない。

(予備調査の実施等)

第7条 理事長は、前条の報告により調査が必要であると判断した場合は、通報対象事案の確認及び証拠資料確保等のため、総務部に対し予備調査の開始を指示する。

- ② 総務部は、予備調査の開始以降は、公益通報者の個人情報等は匿名化するものとする。
- ③ 総務部長は、予備調査する内容によって、関連する部署からなる予備調査チームを設置することができる。
- ④ 総務部は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事案に係る調査の実施の有無等、検討の結果を公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。公益通報者が匿名の場合は通知しない。

(公益通報の調査実施)

第8条 総務部長は、予備調査の結果、公益通報の調査を実施する必要があると判断した場合は、理事長に予備調査結果を報告するものとする。

(調査委員会)

第9条 理事長は、前条による予備調査の結果に基づき、必要と認めた場合には調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ② 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - 1 理事長が指名する理事 1名
  - 2 総務部長
  - 3 弁護士 1名
  - 4 その他理事長が必要と認める者 若干名
- ③ 委員会に委員長を置き、第2項第1号の理事をもって充てる。
- ④ 委員会は、必要に応じて関係部署と連携・協力しながら調査を実施し、事実の確認を行うものとする。ただし、委員会の委員が関係する公益通報事案の調査には、当該委員を

関与させないものとする。

- ⑤ 委員長は、必要に応じて関係部署に必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑥ 委員長は、調査の結果等について、理事長に報告するものとする。

(協力義務)

第10条 教職員等は、調査（予備調査を含む。）に際して協力を求められた場合は協力しなければならない。

(是正措置)

第11条 理事長は、調査の結果、教職員等の不正行為が明らかになった場合、速やかに是正措置及び再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

- ② 理事長は、調査の結果、法令又は本法人規則等に違反するなどの不正が明らかになったときは、当該不正に関与した教職員等に対し、就業規則等に則り、懲戒処分等を科するものとする。

(通知)

第12条 委員会は、調査を終えたときは、公益通報者に対し、公益通報された者の信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正措置等について通知するものとする。公益通報者が匿名の場合は通知しない。

(不正行為及び是正措置の公表)

第13条 本法人の社会的責任の明示並びに教職員等への啓発を図るため、社会的に重大な影響を及ぼすような不正行為については、当該不正行為の事実及びその是正措置並びに再発防止策を公表するものとする。

- ② 前項の公表については、調査委員会が調査結果とともに公表の要否、内容について理事長に意見具申し、それに基づいて理事長が公表の有無を決定する。

(秘密保持)

第14条 公益通報に関する業務に関わる者は、業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- ② 調査に協力した教職員等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(不正の目的)

第15条 教職員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の通報を行ってはならない。

- ② 理事長は、調査の結果、前項に掲げるとおりの不正な目的の通報であることが明らか

になったときは、当該通報を行った教職員等に対し、就業規則等に則り、懲戒処分等を科するものとする。

(本規程の事務担当部署)

第16条 この規程に関する事務は、総務部において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、事務局長が理事長と協議して定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、常務会において行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この改正は、2022年6月1日から施行する。